

【JCBキャッシュレス利用バリュー規定(プリペイドカード用)】

第1条 (目的・本サービスの概要) 1.本規定は、国の施策である「キャッシュレス・消費者還元事業」(2019年10月1日の消費税増税後所定の期間、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店舗等で支払いを行った場合に消費者への還元を行う、国の事業をい、以下「本事業」という。)に基づき、当社が発行するJCBプリペイドカードの会員規約(以下「会員規約」という。)に定める付帯サービスとして、JCBプリペイドカードの会員に対して会員規約に定めるバリュー(以下、本規定に基づいて当社が会員に付与するバリューのことを「本バリュー」という。)を付与し、本バリューの利用を認めるにあたっての、条件、制限事項その他の基本的事項を定めるものです。なお、会員が発行されたカードがJCBクレジットカードまたはJCBデビットカードの場合、本規定ではなく、「JCBキャッシュレス利用ポイント規定(クレジットカード用)」または「JCBキャッシュレス利用ポイント規定(デビットカード用)」が適用されます。

2.当社が本規定に基づき会員に対して提供するサービス(以下「本サービス」という。)は、会員が①バリュー付与対象期間中に、②対象カード等を用いて、③対象加盟店において、④プリペイドショッピング利用(但し、バリュー付与対象外取引を除く。)を行った場合に、本規定に定める条件に基づき、当社が会員に対して、プリペイドショッピングの利用代金に応じた本バリューを付与するサービスです。会員は、本規定を承認し、本規定に定める制限等に服することを条件として、本サービスの提供を受けることができます。3.本サービスは、本事業の一環として行われるものです。本事業においては、会員が対象加盟店においてプリペイドショッピング利用を行った場合、当該対象加盟店が、当該対象加盟店との間で加盟店契約を締結しているカード会社等を介して、事務局に対して、本バリュー付与の対象となるプリペイドショッピング利用の売上代金額(以下「バリュー算定対象金額」という。)を通知し、さらに事務局が当社に対して、バリュー算定対象金額の情報を提供します(以下、事務局が当社に対して提供するバリュー算定対象金額に関する情報のことを「バリュー算定情報」という。)。当社による本バリューの算定および付与は、バリュー算定情報に基づき行われること、③会員がプリペイドショッピングを利用した際の会員規約に基づくバリュー口座からのバリュー減算は、加盟店から事務局を介さずに当社に到達した利用情報および売上確定情報(以下、併せて「カード売上情報」という。)に基づいて行われます。会員は、①当社にバリュー算定情報が到達する時期と、当社にカード売上情報が到達する時期が異なること、②本バリューの算定および付与は、バリュー算定情報に基づき行われること、③会員がプリペイドショッピングを利用した際の会員規約に基づくバリュー口座からのバリュー減算の時期と本バリューの付与の時期が異なること、④その他バリュー算定情報とカード売上情報が異なる情報であること起因する本サービスの制約について承諾するものとします。

第2条 (用語の定義) 本規定における用語の意味は、各条に規定するほか、次に定めるとおりとし、本規定に別段の定めがない場合には、会員規約の用法に従うものとします。(1)「事務局」とは、本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。(2)「対象カード等」とは、「JCBプリペイドカード会員規約」の適用される消費者向けプリペイドカードその他、第3条第1項および第2項において、本サービスの対象となるキャッシュレス決済手段として定められたカード等をいいます。(3)「バリュー付与対象期間」とは、第4条第1項および第2項に定める期間をいいます。(4)「対象加盟店」とは、本事業への参加資格を有し、事務局に対して、本事業への参加登録を行っている加盟店をいいます。対象加盟店は、事務局によって公表されます。(5)「バリュー付与対象外取引」とは、会員がプリペイドショッピング利用を行っても本バリューが付与されない取引のことをい、第6条(1)から(8)までに列挙される取引をいいます。(6)「標準期間」とは、各月において、前月16日から当月15日までの期間をいいます。

第3条 (対象となるキャッシュレス決済手段) 1.当社は、会員が「JCBプリペイドカード会員規約」の適用される消費者向けプリペイドカード(以下「消費者用カード」という。)を用いてプリペイドショッピング利用を行った場合に、会員に対して、本規定の定めに従い、本バリューを付与します。2.消費者用カードに付随するGoogle Pay(当該キャッシュレス決済手段を利用することで消費者用カードによりプリペイドショッピング利用を行ったとみなされる場合に限る。)は「対象カード等」に含まれ、これらのキャッシュレス決済手段を用いてプリペイドショッピング利用を行った場合も、本サービスの対象となります。

第4条 (バリュー付与対象期間等) 1.バリュー付与対象期間は、本事業の消費者還元期間と同じであり、原則として2019年10月1日から2020年6月30日までとなります。2.前項にかかわらず、国または事務局が、本事業の消費者還元期間の始期を2019年10月1日より遅らせた場合、または本事業の消費者還元期間の終期を2020年6月30日より早めた場合には、バリュー付与対象期間は、本事業の消費者還元期間の変更に合わせて、当然に変更されるものとします。また、その他の事情により、当社がバリュー付与対象期間を変更する場合には、事前に、当社またはJCBのWEBサイト上で公表します。(なお、本サービスに関するJCBのWEBサイトのURLは<https://www.jcb.co.jp/service/basic/cashless.html>です。以下同じ。)3.会員がバリュー付与対象期間以外にプリペイドショッピング利用を行った場合には、会員に本バリューは付与されません。また、会員がバリュー付与対象期間中にプリペイドショッピング利用を行った場合であっても、2020年7月31日(以下「バリュー算定情報到着期限日」という。なお、当社またはJCBがバリュー算定情報到着期限日を変更する場合には、事前に、当社またはJCBのWEBサイト上で公表する。)までに、事務局から当社にバリュー算定情報が到着しなかった場合には、如何なる理由であっても(加盟店、加盟店管理会社、事務局等に起因する理由により、バリュー算定情報が本規定の有効期間内に当社に到着しなかった場合を含む。また、会員の帰責性の有無を問わない。)、会員に本バリューは付与されません。但し、バリュー算定情報到着期限日までに当社にバリュー算定情報が到着していたにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により会員に本バリューが付与されなかった場合には、この限りではありません。

第5条 (バリューの付与条件) 1.当社は、対象加盟店での本バリュー付与の対象となるプリペイドショッピングの利用ごとに(複数のプリペイドショッピング利用代金を合算することはしない。)、当該プリペイドショッピング利用代金額(バリュー算定対象金額をいう。)に当該対象加盟店に適用されるバリュー還元率(5%または2%)を乗じた数(1バリュー未満の端数は切り捨てる。)の本バリューを会員に付与します。

2.会員は、以下の①②について、自己の責任でプリペイドショッピング利用の前に確認を行うものとします(なお、確認方法として、会員が加盟店の店頭に掲示されるポスター等の掲示物を確認するなどして加盟店に確認する方法のほか、国または事務局が所定のWEBサイトにおいて公表を行うことが予定されている。)。当社およびJCBは、会員に過失があったか否かを問わず、会員が以下の①②について錯誤に陥ったことを理由としたプリペイドショッピング利用の取消や本バリューまたは本バリューに代替する金銭等の提供を行う義務を負わず、その他一切の責任を負わないものとします。①加盟店が対象加盟店であるか否か ②各対象加盟店に適用されるバリュー還元率 3.国、事務局または対象加盟店との間で加盟店契約を締結しているカード会社(JCBを含む。)によって、対象加盟店の本事業への参加登録資格が取り消される場合があります。この場合において、会員が当該加盟店でプリペイドショッピング利用を行った時点で当該加盟店が本事業への参加資格要件を充たしていなかったと事務局、当社またはJCBが認める場合には、既に会員が本バリューを利用した後であっても、会員への本バリューの付与が遡及的に取り消されることを、会員は承諾するものとします。

第6条 (バリュー付与対象外取引) 会員が行ったプリペイドショッピング利用が、以下の(1)から(8)までの取引のいずれかに関して行われたものである場合は、当該取引が対象加盟店で行われたものであるか否かにかかわらず、本バリュー付与の対象外とします。(1)消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手等、印紙、証紙および物品切手等の販売 (2)全ての四輪自動車(新車・中古車)の販売 (3)新築住宅の販売 (4)当せん金付証券(宝くじ)、スポーツ振興券(スポーツ振興くじ)、勝馬投票券(競馬)、勝者投票券(競輪)、舟券(競艇)、勝車投票券(オートレース)の販売 (5)収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い (6)給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い (7)キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い (8)その他本事業の目的・趣旨から適切でない経済産業省および事務局が判断するものに対する支払い

第7条 (バリュー付与上限) 1.第5条第1項にかかわらず、単一の標準期間に対応して会員に付与される本バリューには上限があります。当社は、標準期間内に当社においてバリュー算定情報の受入処理手続きが完了したバリュー算定対象金額につき、第5条第1項に基づき算定したバリュー数の合計がバリュー上限数を超える場合には、その超過分につき、本バリューを会員に付与しません。2.前項に定めるバリュー上限数は、消費者用カード1枚につき、15,000円分とします。なお、第3条第2項に定めるGoogle Payを用いてプリペイドショッピング利用が行われた場合、当該Google Payを利用することでプリペイドショッピング利用を行ったとみなされる消費者用カードによりプリペイドショッピング利用が行われたものとみなされ、当該消費者用カードによるプリペイドショッピング利用分と合算して、15,000円分がバリュー上限額となります。消費者用カードとそれに付随する各Google Payとで別々のバリュー上限数の範囲内で本バリューが付与されるものでは

ありません。

第8条 (バリューの付与時期・利用方法) 1.当社は、当社においてバリュー算定情報の受入処理手続きが完了したバリュー算定対象金額に基づき、第5条および第7条に従って算定した本バリューを、受入処理手続きが完了してから原則として5日以内に会員に付与します。2.前項に基づく会員に対する本バリューの付与は、バリュー付与の対象となるプリペイドショッピング利用を行ったJCBプリペイドカードのバリュー口座の残高を増額させる方法により行われるものとします。当社は、当社が前項に基づき本バリューを付与する時点で会員が当該カードを退会している場合等であったとしても、その他の方法(他のJCBプリペイドカードのバリュー口座の残高を増額させる方法や、現金での還元を含む。)による会員に対する本バリューの付与またはそれに代替する金銭もしくは金銭的価値の会員に対する交付を行いません。3.前項にかかわらず、第1項に基づき会員に本バリューが付与された時点で、会員の当社に対する未払債務が存在する場合には、当社は、当該バリューを、当社の会員に対する延滞債権(元本のほか、利息・遅延損害金にかかる債権を含む。)に充当し、充当後の残額がある場合に限り、当該残額につき、前項に基づきバリュー口座の増額を行います。4.会員は、本条に基づきバリュー口座に加算された本バリューを会員規約に基づき、プリペイドショッピングに利用することができます。

第9条 (キャンセル・バリュー付与の取消) 1.会員は、加盟店との間のプリペイドショッピング利用の原因となる取引が、取消、解除または合意解約等により消滅した場合には、技術的に不可能でない限り、プリペイドショッピング利用を取り消すことでJCBクレジットカード取引システムによる返金を受けるものとし、加盟店から現金による返金を受けてはならないものとします。2.会員が①本バリューの付与対象となったプリペイドショッピング利用につきプリペイドショッピング利用を取り消した場合、②第5条第3項に該当する場合、③バリュー対象外取引につき誤って本バリューが付与された場合、または④会員が本規定に違反した場合、その他会員が本バリューを付与される正当な権利を有しないと認められる場合には、当社はその対象となったプリペイドショッピング利用にかかる本バリューの付与を取り消します。この場合、当社は前条第2項に基づき増額した本バリューをバリュー口座から減算します。また、本バリュー付与の取消額がバリュー口座の残高に満たない場合、当社は会員に対して、取り消された本バリューの価値に相当する金銭の弁済を請求するものとし、会員は当社に対してその全額を速やかに弁済するものとします。この場合、会員規約第25条第4項および第27条が準用されるものとします。3.前項に基づき本バリューの付与が取り消される場合において、プリペイドショッピング利用の取り消しについてのバリュー算定情報の受入処理手続きが完了した時期、その他本バリューの付与を取り消した時期が属する標準期間(以下「バリュー取消標準期間」という。)が、当該バリュー付与の対象となったプリペイドショッピング利用についてのバリュー算定情報の受入処理手続きが完了した時期が属する標準期間(以下「バリュー加算標準期間」という。)と異なる場合であっても、第7条第1項および第2項に定めるバリュー上限数の適用にあたって、バリュー加算標準期間に遡って、本バリューの取消が考慮されるわけではありません。この場合、当該バリュー取消標準期間にバリュー算定情報の受入処理手続きが完了したことにより会員に付与される本バリューの数から、同標準期間にバリュー算定情報の受入処理手続きが完了したこと等により取り消されたバリュー数を控除してなお残高がある場合に、当該残高に対して第7条第1項および第2項に定めるバリュー上限数を適用した上で、会員に対して本バリューが付与されるものとします。

第10条 (バリューの譲渡禁止) 会員は、付与された本バリューを他人に譲渡したり、質権その他の担保権を設定したりすることはできません。

第11条 (不当な取引の禁止) 1.会員は、以下の(1)から(7)に定める取引・行為(以下「不当取引」という。)を行ってはならないものとします。(1)他人の対象カード等を用いて決済した結果として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること(2)架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事実に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること(3)商品もしくは権利の売買または役務の提供を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、プリペイドショッピング利用を行い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること(4)本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること(5)本事業の対象取引が取消し、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券類等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること(6)本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること(7)その他事務局が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引2.当社は会員が不当取引を行ったことが疑われる場合、会員に対して、電話、メール、訪問その他の方法により調査を行います。会員は当社からの問い合わせに応じ、不当取引を行ったか否かに関する必要な回答を行うものとします。3.会員が不当取引を行ったことにより、当社、本事業に關与する決済事業者、事務局または国に損害が生じたときは、会員は当該損害につき賠償する責任を負うものとします。また、当該損害賠償債務には年14.6%(年365日の日割計算)の遅延損害金を付すものとします。

第12条 (個人情報の共同利用) 会員が不当取引を行った場合または不当取引を行ったことが疑われる場合、当社、JCB、国、事務局、本事業に参加する決済事業者およびそれらの委託先は、不当取引を行った者の特定、不当取引の防止および不当取引によって生じた損害の賠償請求等を利用目的として、会員に関する以下の①から⑥の情報を共同して利用します。なお、当該共同利用の管理について責任を有する者は事務局となります(URL: <https://cashless.go.jp/>に記載されます。)①氏名 ②生年月日 ③電話番号 ④住所 ⑤カード番号等 ⑥不当な取引を行った事実

第13条 (利用停止等) 1.会員が不当取引を行った場合その他会員が本規定に違反した場合、または不当取引が発生した疑いがある場合(事務局からこれらの通知を受けた場合を含む。)、当社は会員に対する何らの通知または催告を行うことなく、会員による本サービスの利用を停止し、また会員による対象カード等の利用を停止します。2.会員が不当取引を行った場合その他会員が本規定に違反した場合、当社が通知をしたときに、会員は会員規約に定める会員資格を喪失するものとします。

第14条 (免責) 1.両社は、本サービスのために使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。2.両社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、会員に付与されるべきバリューに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、バリューの異常が解消されなかった場合、かかる異常を解消できないことにつき両社に過失がない限り、両社はバリューの補償その他の責任を負わないものとします。3.両社は、加盟店、本事業に参加する両社以外の決済事業者、通信事業者、事務局、国等、両社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた会員の損害について、一切の責任を負いません。

第15条 (本規定の有効期間) 1.本規定の有効期間は、2021年2月10日までとします。2.本規定の有効期間経過後も、第4条第3項、第5条第3項、第9条、第11条第2項および第3項、第12条、第13条、第14条は引き続き効力を有するものとします。

第16条 (規定および本サービスの改定) 両社は、必要に応じて随時、本規定および本サービスの内容を変更できるものとします。本サービスは、国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、会員は了承するものとします。本規定および本サービスの内容の変更は、当社またはJCBがWEBサイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。

カード発行会社が株式会社ジーシーピーの場合、「当社」、「両社」、「当社またはJCB」、「当社およびJCB」を「JCB」と読み替えるものとします。